

公 示

平成21年度及び平成22年度において九州農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、単に「予決令」という。）第72条第4項の規定に基づき、平成20年10月31日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

平成20年10月31日

九州農政局長 實 重 重 実

1. 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
なお、これらの業種の区分については、別紙1の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下、単に「建設業法」という。）第2条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

2. 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

- ア 予決令第70条に該当する者は、有資格者としな^い。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者は有資格者としな^い。
- ウ 次の(ア)から(オ)までに該当する者は、その事実があつた後2年間有資格者としな^いことがある。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
- エ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としな^い。
- オ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからエの規定に該当するときもまた同様とする。

(2) 資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価して、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア 建設工事

- (ア) 建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
- (イ) 専門技術者の状況 (ウ) 地方農政局における工事成績

イ 測量・建設コンサルタント等

- (ア) 年間平均測量等実績高 (イ) 自己資本額
- (ウ) 流動比率 (エ) 営業年数
- (オ) 専門技術者の状況 (カ) 九州農政局における測量等施行成績

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、下記4の(3)の に掲げるアドレ

スにアクセスし、平成20年11月4日(火)からダウンロードして入手することができる。

また、インターネットを使用して建設工事等の申請をする場合は、平成20年11月4日(火)から平成20年11月28日(金)までの間に下記4の(3)の に掲げるアドレスにアクセスしてパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成20年11月4日(火)から平成21年1月15日(木)までの間に申請用データを作成するものとする。

(2) 申請書の提出方法

持参又は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社(店)が九州農政局管内に所在する場合、下記(4)の場所に提出する。(ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。)

インターネットにより申請する場合は、下記4の(3)の に掲げるアドレスにアクセスし、(1)においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、(1)において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、添付書類として、建設工事の場合にあっては、以下に掲げるアの(エ)を、測量・建設コンサルタント等の場合にあっては、以下に掲げるイの(ウ)(エ)(オ)及び(カ)を下記(4)のAあてに郵送又はファクシミリにより送信するものとする。

A 建設工事

- (ア) 営業所一覧表
- (イ) 業態調書
- (ウ) 共同企業体等調書(経常共同企業体等)
- (エ) 納税証明書の写し(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下、単に「国税通則法施行規則」という。)別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し)
- (オ) 総合評定値通知書の写し(平成20年4月1日付けで改正された基準によるものに限る)
- (カ) 登録証明書の写し(ISO9000 シ-ズ、ISO14000 シ-ズ の認証を受けている場合)
- (キ) 共同企業体協定書の写し(経常共同企業体) (任意様式)

イ 測量・建設コンサルタント等

- (ア) 技術者経歴書
- (イ) 営業所一覧表
- (ウ) 登記事項証明書(法人の場合)又はその写し
- (エ) 登録証明書等(営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し)
- (オ) 財務諸表類の写し
- (カ) 納税証明書の写し(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し)

(3) インターネットによる申請を行うことができる者(定期受付のみ)

A インターネットによる申請を行うことができる者は、以下の条件を満たす者が対象となる。

インターネットにより申請する貴社の担当者がE-Mailにより、該当データのやりとりが可能な環境を保有していること。

イ 以下の要件に該当する場合は、インターネットによる申請を行うことができないので、持参又は郵送により申請すること。

- (ア) 共同企業体(特定、経常)
- (イ) 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- (ウ) 協業組合、企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- (エ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

(4) 申請書の提出場所及び問い合わせ先

A インターネットによる申請の場合

(建設工事の場合)

電話 052-211-2600 FAX 052-211-2602

(測量・建設コンサルタント等業務の場合)

福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル3階

九州地方整備局定期受付会場 九州地方整備局一元受付ヘルプデスク

電話 092-433-3933 FAX 092-433-3934

インターネット一元受付ヘルプデスク

イ 郵送又は持参による申請の場合

〒860-8527 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎

電話 096-353-3561(代表)

九州農政局整備部設計課経理係 内線 4614

地方受付(別紙2)

上記の申請書の提出場所の定めに関わらず、九州農政局管内事業(務)所(地方農政事務所、統計・情報セン

ターは除く。)において持参による申請に限り、地方受付を行う。

なお、地方受付期間は、平成20年12月15日(月)から平成21年1月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

4. 一般競争(指名競争)に参加しようとする者の申請の時期及び方法

(1) 持参する場合(受付窓口:上記3の(4)のイ若しくは別紙2)

九州農政局整備部設計課による受付期間については、平成20年12月15日(月)から平成21年1月30日(金)(土曜日、日曜日、祝日及び平成20年12月29日(月)から平成21年1月2日(金)は除く。)までの間の10時~16時(ただし、12時~13時は除く。)とする。

なお、地方受付期間については、上記3の(4) 印の期間である。

(2) 郵送の場合(受付窓口:上記3の(4)のイ)

平成20年12月1日(月)から平成21年1月15日(木)(当日消印有効)までの間に郵送(書留郵便に限る。)すること。

(3) インターネットの場合

平成20年12月1日(月)から平成21年1月15日(木)までの間の9時~17時(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成20年12月29日(月)から平成21年1月2日(金)までの間は除く。)に次のアドレスに直接アクセスして、入力プログラムをダウンロードし申請用データを送信すること。

申請書データの送付先

(建設工事の場合)

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

(測量・建設コンサルタント等業務の場合)

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

パスワードの請求及び入力プログラムダウンロード先

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

資格審査申請書(申請書)作成手引き入手先

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

<http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html>

(注) インターネットによる申請は、上記の期間の定期受付のみとなり、持参及び郵送の場合については、随時受け付けるが、場合によっては資格取得が若干遅れることがある。

インターネット申請に関するヘルプデスクを設置します。

(建設工事の場合)

電話番号 052-211-2600

納税証明書専用FAX番号 052-211-2602

(測量・建設コンサルタント等業務の場合)

電話番号 092-433-3933

FAX番号 092-433-3934

開設期間:平成20年11月4日(火)から平成21年1月15日(木)まで。ただし、平成20年12月29日~平成21年1月2日まで並びに、土曜日、日曜日、祝祭日及び平日の17時00分~9時00分の間は、システム及び窓口を休止します。

5. 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は文書にて申請者に通知(郵送)する。

6. 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格者の資格の有効期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成23年3月31日までとする。

7. 注意事項

共同企業体の取り扱いについて、改正入札契約適正化方針を受け、一つの発注機関における同一工種での単体企業と經常共同企業体の両方での登録は認めません。

上記3の(2)ア(オ)に示す「総合評定値通知書」は、改正経営事項審査基準の平成20年4月1日以降の通知のものを有効とします。改正経営事項審査基準による総合評定通知を受けていない場合は、改正経営事項審査基準により総合評定通知を受けた後、随時受付にて申請してください。改正経営事項審査基準による総合評定値通知を受けていない場合は、改正経営事項審査基準により総合評定値通知を受けた後、随時受付にて申請して下さい。

業 種 別 区 分 表

1. 建設工事契約

業種の区分	内 容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 ほ装工事	ほ装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業

2. 測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内 容
71 測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けて営む業務
72 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けて営む業務
73 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントに係る業務
74 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて営む業務
75 計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けて営む業務
76 地質調査	地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査に係る業務
77 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタントに係る業務
78 その他	その他登録を受けて営む業務

別紙 2 地方受付一覧表

名 称	住 所	電 話 番 号
(事業所・事務所) 筑後川下流農業水利事務所	〒 830-0061 福岡県久留米市津福今町 4 7 2 - 3 1	0942 - 38 - 4325
北部九州土地改良調査管理事務所	〒 830-0062 福岡県久留米市荒木町白口 8 9 1 - 2 0	0942 - 27 - 2160
南部九州土地改良調査管理事務所	〒 885-0093 宮崎県都城市志比田町 4 7 7 8 - 1	0986 - 23 - 1293
土地改良技術事務所	〒 862-0901 熊本県熊本市東町 4 丁目 5 - 7	096 - 367 - 0411
筑後川下流白石平野農業水利事業所	〒 849-1111 佐賀県杵島郡白石町大字東郷 1 6 1 2 - 3	0952 - 84 - 6152
尾鈴農業水利事業所	〒 889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 9 4 0 3 - 4	0983 - 27 - 7411
綾川二期農業水利事業所	〒 880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 5 5 0 9 - 1	0985 - 30 - 6700
西諸農業水利事業所	〒 886-0003 宮崎県小林市大字堤 3 0 2 0 - 5	0984 - 25 - 1236
都城盆地農業水利事業所	〒 885-0004 宮崎県都城市都北町 5 2 2 5 - 5	0986 - 38 - 5140
曾於北部農業水利事業所	〒 899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣 6 6 7	0986 - 28 - 5017
肝属中部農業水利事業所	〒 893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町 5 9 7	0994 - 40 - 9033
徳之島用水農業水利事業所	〒 891-7611 鹿児島県大島郡天城町天城 1 5 1 1 - 1	0997 - 85 - 5221
沖永良部農業水利事業所	〒 891-9214 鹿児島県大島郡知名町知名 8 5	0997 - 93 - 1850
佐賀中部農地防災事業所	〒 849-0913 佐賀県佐賀市兵庫町大字淵 1 8 7 2	0952 - 33 - 7020
有明海岸保全事業所	〒 840-0041 佐賀県佐賀市城内 2 丁目 1 0 - 2 0	0952 - 22 - 4151
玉名横島海岸保全事業所	〒 865-0072 熊本県玉名市横島町横島 2 0 8 1	0968 - 84 - 4151